

岐阜市妊婦健康診査県外等受診者費用助成制度

手続き・サービス等の名称	岐阜市妊婦健康診査県外等受診者費用助成制度
手続き・サービス等の内容	助産所や県外の医療機関等で支払った健診費用の一部を助成する制度です。払い戻しの手続きが必要です。必要書類がありますので、受診前にお問い合わせください。
届出申請期間	受診後すみやかに申請してください。(受診日から1年以内)
対象者	岐阜市に住民登録がある妊産婦で、助産所や岐阜県外(国内に限る)の医療機関等において、岐阜市長が交付した妊婦健康診査受診票で健康診査を受けた者。 受診時及び申請時のいずれもが岐阜市に住民登録があることが条件です。(岐阜市を転出したあとの申請は助成の対象になりません。)
持ち物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 印鑑(朱肉を使うもの) 2. 振込先のわかるもの(通帳等。口座名義人は、当該妊婦健康診査受診者) 3. 妊婦健康診査受診票:「健康診査の所見又は今後必要な処置」、「医療機関名」、「担当医師名」の欄に、受診した医療機関の医師の記載・押印が必要 4. 領収書:「妊婦健診費用」の記載及び医療機関名・押印が必要 5. 母子健康手帳
窓口	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中市民健康センター 電話:058-252-0632 ▪ 南市民健康センター 電話:058-271-8010 ▪ 北市民健康センター 電話:058-232-7681 ▪ 子ども支援課(本庁舎高層部2階)電話:058-214-2396
手数料	無料
注意事項／その他	健診費用の助成額は、岐阜市が岐阜県内の医療機関に委託して行う妊婦健康診査委託契約により、岐阜市と岐阜県医師会又は委託医療機関が締結した契約金額と

	同額とします。健診費用が契約金額に満たないときは、その額を限度とします。
担当課等	部課名等 健康部 健康増進課 電話番号 058-252-7193 FAX 番号 058-252-0639 E-mail kenkou@city.gifu.gifu.jp

- * 電話、ファックスによる問い合わせは窓口時間内にお返事します。
- * ファックスによる問い合わせは、問い合わせ先を明記してください。